農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	中川　　義雄（自民）	小泉　　昭男（自民）	主濱　　了（民主）
理　事	岩永　　浩美（自民）	小斉平　敏文（自民）	ツルネン マルテイ（民主）
理　事	田中　　直紀（自民）	常田　　享詳（自民）	松下　　新平（民主）
理　事	羽田　雄一郎（民主）	野村　　哲郎（自民）	谷合　　正明（公明）
理　事	和田　ひろ子（民主）	松山　　政司（自民）	福本　　潤一（公明）
	加治屋　義人（自民）	小川　　勝也（民主）	紙　　智子（共産）
	岸　　信夫（自民）	小川　　敏夫（民主）	（17.3.8 現在）

（１）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は内閣提出８件（うち本院先議２件）、衆議院提出（農林水産委員長）１件の合計９件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願２種類50件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

なお、**牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に関する決議**を行った。

〔法律案の審査〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案は、平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化に伴い、農業近代化資金等に関する国の補助金を廃止する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、農林漁業制度金融がこれまで果たしてきた役割と今後の農政における位置付け、本改正が都道府県における農業近代化資金等に対する利子補給の実施と農家の資金借入れ機会に及ぼす影響等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案は、我が国におけるコイヘルペスウイルス病の発生等、最近の海外からの水産動物に関する疾病の侵入及び国内におけるまん延のリスクの高まりを踏まえ、輸入許可の対象となる水産動物の範囲の拡大、特定疾病についての届出義務の創設等、輸入防疫制度及び国内防疫制度を強化しようとするものである。

委員会では、養殖水産動物の魚病被害の発生状況、輸入許可に当たっての管理命令等の適切な実施の確保、特定疾病が発生した際の養殖業者への経営支援等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は、将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業の担い

手の育成と、それに対する農地の利用集積の必要性が求められていることにかんがみ、農地の利用集積の特に遅れている水田農業を中心に、集落営農の組織化、法人化を促進することとするほか、増加する耕作放棄地の抑制、再活用を図るため、法人への農地リースを可能とする構造改革特区の全国展開、総合的な耕作放棄地対策に必要な措置等を講じようとするものである。

また、**特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案**は、市民農園等の多様な農地利用の需要に適切に対応するため、構造改革特区に限り地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを実施できる特例措置を改正するなど全国展開できるための措置を講じようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、集落営農の担い手としての位置付けと集落営農の促進に本改正案が果たす役割、集落営農に参加できない小規模農家への支援の在り方、農地リース特区を全国展開させる理由、農地所有及び耕作者主義の在り方と農地制度見直しの方向性、市民農園の農政上の位置付け等について質疑が行われた。また、農業経営基盤強化促進法等改正案について参考人から意見を聴取した。

農業経営基盤強化促進法等改正案は討論の後、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。また、特定農地貸付法改正案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、消費者の商品選択に資する農林物資の規格に関する制度の充実及び公益法人改革を推進する観点から、食料品の流通方法についての基準を内容とするＪＡＳ規格の制定を可能にするとともに、製造業者等がＪＡＳマークを自ら付することを認める登録認定機関の位置付けを国の代行機関から公正・中立な民間の第三者機関とする等の措置を講じようとするものである。

委員会では、ＪＡＳ制度が消費者の商品選択と食の安全・安心の確保等に果たしてきた役割と今後の役割、新たな登録認定機関制度への円滑な移行の確保、食品の偽装表示の摘発状況とその監視体制の強化、本改正が有機農業の振興に与える影響等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、公益法人改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める要件に適合するものとして登録を受けた者が行う制度に改めるほか、登録の対象となる民宿業者の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体に限定せず、農林漁業体験活動に必要なサービスを提供する者にまで拡大する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、体験民宿の登録数が減少している原因、登録の対象となる民宿の範囲を拡大する理由、グリーン・ツーリズムの農政上の位置付けと今後の推進策等につい

て質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

森林組合法の一部を改正する法律案は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と森林吸収源対策を推進する観点から、我が国の森林整備の中核的担い手である森林組合の機能の充実と組織基盤の強化を図るため、森林組合の事業範囲の拡大、員外利用制限の緩和、准組合員資格者の拡大等の措置を講じようとするものである。

委員会では、林業と山村の活性化に果たす森林組合の役割、森林組合の自主的な改革への支援、国産材の需要拡大と価格安定対策、森林整備に必要な財源の確保等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

種苗法の一部を改正する法律案は、近年、我が国で育成、登録された植物新品種が無断で海外に持ち出され、利用されるだけでなく、育成者権の効力が及ばない加工品として輸入されていること等から、植物新品種の育成者権の効力が及ぶ範囲に加工品の生産、譲渡、輸入等の行為を追加するとともに、育成者権の存続期間の延長等の措置を講じようとするものである。

委員会では、加工品に対する権利保護の実効性、権利侵害の有無を判定するＤＮＡ品種識別技術の開発状況、育成者権侵害物品に対する税関の摘発体制の整備状況と農林水産省との連携強化、ＥＰＡ交渉等を通じたアジア地域における植物新品種保護制度拡大の必要性等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

山村振興法の一部を改正する法律案は、山村地域において依然として人口の減少と高齢化が急速に進み、管理の行き届かない森林や耕作放棄地の増加により、その担うべき役割への影響が危惧されていることから、山村振興対策の充実を図るため、法の有効期限をさらに10年間延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、提出者衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

〔国政調査等〕

第161回国会閉会後の１月18日から20日まで、北海道における畑作・畜産・食品加工等に関する実情調査のため委員を派遣し、**３月８日**、派遣委員が報告を行った。

３月８日、平成17年度の農林水産行政の基本施策について、島村農林水産大臣から所信を聴取し、**３月10日**、これに対し、国内ＢＳＥ対策の見直し及び米国産牛肉輸入再開問題、新たな食料・農業・農村基本計画のポイント、所信における「多様で健全な森林の整備・保全」の具体的内容、農林水産物の輸出拡大を図る意義等について質疑を行った。

３月17日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、畜産・酪農対策の在り方と将来展望、牛乳・脱脂粉乳の需要拡大に向けた支援の在り方、乳用種子牛の保証基準価格引下げの経緯と影響、環境に配慮した畜産業に対する直接支払制度導入の是非、

我が国と同等のＢＳＥ安全対策を米国に働きかけることの必要性等について質疑を行った。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度農林水産省予算等の審査を行い、ＢＳＥ対策としての全頭検査を見直すことが食の安全と消費者の信頼の確保に与える影響、我が国初のvＣＪＤ患者の感染・発症の経緯、と畜場におけるピッシング廃止に向けた今後の政府の取組、北朝鮮産アサリの表示実態調査状況、離島漁業再生支援交付金に期待される効果等について質疑を行った。

３月31日、食料・農業・農村基本計画に関する件を議題とし、前計画の食料自給率目標45％の達成が見込めない理由、米の消費が減少した理由と消費拡大策の在り方、集落営農組織の現状と組織化が遅れている理由、新規就農支援のための農地取得要件緩和の必要性、担い手への施策の集中が担い手以外の農業者や農業生産に及ぼす影響、耕作放棄地解消に向けた国の役割、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」の具体的内容等について質疑を行った。

６月27日、牛海綿状脳症問題に関する件を議題とし、ＢＳＥ検査を全頭検査から21か月齢以上に変更する科学的根拠、全頭検査の見直しと米国産牛肉輸入再開問題の関連性、米国農務省のＢＳＥサーベイランスプログラムの妥当性、米国産牛肉が輸入された場合の偽装防止策等について質疑を行うとともに、政府に対し、**牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に関する決議**を行った。

（２）委員会経過

〇平成17年３月８日（火）（第１回）

・農林水産に関する調査を行うことを決定した。
・平成17年度の農林水産行政の基本施策に関する件について島村農林水産大臣から所信を聴いた。
・派遣委員から報告を聴いた。

〇平成17年３月10日（木）（第２回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・平成17年度の農林水産行政の基本施策に関する件について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕岩永浩美君（自民）、野村哲郎君（自民）、岸信夫君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、和田ひろ子君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

〇平成17年３月17日（木）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・畜産物等の価格安定等に関する件について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、

加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（自民）、和田ひろ子君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○平成17年３月18日（金）（第４回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について島村農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、小川敏夫君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成17年３月22日（火）（第５回）

・**山村振興法の一部を改正する法律案（衆第７号）（衆議院提出）**について提出者衆議院農林水産委員長山岡賢次君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第７号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年３月29日（火）（第６回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岩永浩美君（自民）、松下新平君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第９号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産

○平成17年３月31日（木）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・食料・農業・農村基本計画に関する件について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（自民）、野村哲郎君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、主濱了君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

・**森林組合法の一部を改正する法律案（閣法第65号）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月５日（火）（第８回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**森林組合法の一部を改正する法律案（閣法第65号）**について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小斉平敏文君（自民）、松下新平君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第65号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

〇平成17年４月７日（木）（第９回）

・**種苗法の一部を改正する法律案（閣法第66号）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月12日（火）（第10回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**種苗法の一部を改正する法律案（閣法第66号）**について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、小川勝也君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第66号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

〇平成17年４月14日（木）（第11回）

・**水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年４月19日（火）（第12回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕田中直紀君（自民）、小斉平敏文君（自民）、主濱了君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第41号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年４月28日（木）（第13回）

・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

以上両案について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

また、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年５月12日（木）（第14回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

以上両案について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、小川勝也君（民主）、羽田雄一郎君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○平成17年５月17日（火）（第15回）

・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について参考人農事組合法人酒人ふぁ～む総務担当理事福西義幸君、社団法人日本農業法人協会副会長・有限会社神林カントリー農園代表取締役忠聡君、東京大学大学院農学生命科学研究科教授生源寺眞一君及び全国農業協同組合中央会専務理事山田俊男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、松下新平君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

○平成17年５月19日（木）（第16回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

以上両案について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕松山政司君（自民）、小川敏夫君（民主）、羽田雄一郎君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○平成17年６月２日（木）（第17回）

・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

以上両案について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第42号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産
（閣法第43号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

〇平成17年６月７日（火）（第18回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・本委員会の運営について委員長から発言があった。

〇平成17年６月９日（木）（第19回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、常田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、谷合正明君（公明）

〇平成17年６月14日（火）（第20回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕羽田雄一郎君（民主）、ツルネンマルテイ君（民主）、紙智子君（共産）
（閣法第50号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

・**農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年６月16日（木）（第21回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・**農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）**について島村農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、主濱了君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）
（閣法第51号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

〇平成17年６月27日（月）（第22回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・牛海綿状脳症問題に関する件について島村農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小斉平敏文君（自民）、和田ひろ子君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

・**牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に関する決議**を行った。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、農業近代化資金等に関する国の補助金を廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業近代化資金助成法の一部改正

１　法律の題名を「農業近代化資金融通法」に改めることとする。

２　都道府県が農業近代化資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の全部又は一部を国が補助することができる旨の規定を削除することとする。

二、農業近代化助成資金の設置に関する法律の廃止

一、の２の措置に伴い、都道府県が農業近代化資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の全部又は一部を国が補助するための財源の確保を目的とする農業近代化助成資金の設置に関する法律を廃止することとする。

三、漁業近代化資金助成法の一部改正

１　法律の題名を「漁業近代化資金融通法」に改めることとする。

２　都道府県が漁業近代化資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の一部を国が補助することができる旨の規定を削除することとする。

四、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正

都道府県及び漁業協同組合連合会等が漁業経営維持安定資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の全部又は一部を国が補助することができる旨の規定のうち、都道府県に係る部分を削除することとする。

五、中小漁業融資保証法の一部改正

四、の措置に伴い、独立行政法人農林漁業信用基金による保証保険のてん補率が引き上げられる資金について、その要件から、「国の助成に係る利子補給が行われる資金」の文言を削除することとする。

六、施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行することとする。

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案
（閣法第41号）

【要旨】

本法律案は、我が国におけるコイヘルペスウイルス病の発生など、最近における海外からの水産動物に関する疾病の侵入及び国内におけるまん延のリスクの高まりを踏まえ、水産防疫をより的確に実施するため、輸入防疫及び国内防疫の両制度を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、輸入防疫制度の強化（水産資源保護法の一部改正）

1　輸入許可の対象となる水産動物の範囲の拡大

輸入許可の対象となる水産動物の範囲について、用途や成長段階による限定をなくし、輸入防疫対象疾病（国内でまん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがある伝染性疾病）にかかるおそれのある水産動物とすることとする。

2　輸入許可に当たっての命令等の実施

イ　農林水産大臣は、輸入許可申請に係る水産動物が、輸出国の事情等からみて、検査証明書のみによっては輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないときは、許可申請者に対し、輸入後一定期間、他の水産動物との区分管理を命ずることができることとする。

ロ　イの命令を受けた者は、その期間内に当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、農林水産大臣の行う検査を受けなければならないこととする。

ハ　ロの検査の結果、当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかっていると認められるときは、農林水産大臣は、その所有者等に対し、当該水産動物等の焼却等を命ずることができることとする。

ニ　農林水産大臣は、水産動物の輸入者等に対し、輸入に関し必要な報告を求め、又はその職員に、事業場等に立ち入り、水産動物等を検査させることができることとする。

二、国内防疫制度の強化（持続的養殖生産確保法の一部改正）

1　特定疾病についての届出義務の創設

イ　養殖業者等は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病（コイヘルペスウイルス病等の重大伝染性疾病）にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならないこととする。

ロ　イの届出を受けた都道府県知事は、届出をした者に対し、当該養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査を受けるべき旨を命ずることができることとする。

ハ　都道府県知事は、届出に係る養殖水産動植物がかかっている疾病が特定疾病であると認めるときその他特定疾病が発生したと認めるときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならないこととする。

２　まん延防止措置の拡充

イ　都道府県知事は、特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物に加え、新たに、特定疾病にかかるおそれがある養殖水産動植物（都道府県知事が指定する区域内に所在するものに限る。）の所有者等に対して、移動の制限又は禁止を命ずることができることとする。

ロ　都道府県知事は、特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物の所有者等に対し、焼却又は埋却による処分に加え、新たに、特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法による処分を命ずることができることとする。

ハ　都道府県知事は、特定疾病のまん延防止のため必要があるときは、養殖水産動植物の所有者等に対し、養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができることとする。

ニ　都道府県知事は、ハの検査等を受けた養殖水産動植物の所有者等から請求があったときは、検査等を行った旨の証明書を交付しなければならないこととする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】

一昨年秋以降、コイヘルペスウイルス病（ＫＨＶ病）の発生が国内各地で確認され、まん延防止措置が現在も継続している。このように、海外からの疾病の侵入及び国内でのまん延のおそれが高まっており、伝染性疾病は一度発生すると国内の養殖業に与える影響が極めて大きいことから、より効果的かつ効率的な水産防疫対策が求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　輸入防疫を的確に実施するため、海外における疾病の発生状況及び疾病に関する情報の収集・知見の集積を図り、輸入業者等に対する管理命令等を適切に実施すること。

また、輸入防疫対象疾病の追加指定について迅速かつ適切な検討を行うとともに、未知の重大疾病に的確に対応するため、輸入水産動物のモニタリング調査等の充実・強化を図ること。

二　国内防疫体制を強化するため、水産防疫担当者の資質向上を図るとともに、国、都道府県、関係機関、養殖業者等の一層の連携を促進すること。

三　特定疾病発生の届出やまん延防止措置が迅速に行われるよう、養殖業者等に対する知識の普及・啓発、養殖魚の履歴保存の徹底に努めるとともに、国民の積極的な協力を求めるため、まん延防止措置に関する理解の促進を図ること。

四　国内に定着した疾病による魚病被害の低減を図るため、漁場改善計画制度による漁業協同組合等の自主的な取組を積極的に支援すること。

五　疾病の発生及び伝播の防止を図るため、迅速な診断技術やワクチン等の開発に関する試験研究を積極的に推進すること。

また、ＫＨＶ病については、感染源及び感染経路の究明に努めるとともに、天然水域も含め、的確なまん延防止対策を実施すること。

六　特定疾病が発生した場合における養殖業経営への影響を最小限に抑えるための適切な経営支援対策について検討を行うこと。

右決議する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要旨】

本法律案は、将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業の担い手の育成と、それに対する農地の利用集積の必要性が求められていることにかんがみ、農地の利用集積の特に遅れている水田農業を中心に、集落営農の組織化、法人化を促進することとするほか、増加する耕作放棄地の抑制、再活用を図るため、リース特区の全国展開、総合的な耕作放棄地対策に必要な措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、集落での話し合いを通じ集落営農の参加者の役割分担、農地の利用集積目標の明確化等が図られるよう、集落における総合的な農地利用の準則として策定される農用地利用規程の規定事項の変更、追加等の措置を講じることとする。

二、都道府県、市町村がそれぞれ耕作放棄地の解消・防止に関する基本的な方針、総合的な構想を策定すべきこととするとともに、都道府県知事の裁定による耕作放棄地における特定利用権の設定、市町村長による所有者への措置命令等の措置を講じることとする。

三、構造改革特区の全国展開として、耕作放棄地が相当程度存在する区域において、市町村等が農業生産法人以外の法人に農用地を貸し付ける事業を創設することとする。

四、地域全体の合意に基づく計画的な土地利用を進めるため、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の策定・変更に際し、市町村の住民による意見提出の機会を与える手続を加えることとする。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案は、市民農園等の多様な農地利用の需要に適切に対応するため、構造改革特別区域における地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを実施することができる特例措置を全国において実施するとともに、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には市町村等との間で当該農地の適切な利用を確保するための協定の締結を要することとするものである。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、消費者の商品選択に資する農林物資の規格に関する制度の充実及び公益法人に係る改革を推進する必要性から、農林物資の規格に関する制度を見直そうとするもの

であり、その主な内容は次のとおりである。

一、流通の方法を基準とする日本農林規格（ＪＡＳ）の導入

流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について、流通の方法を基準とするＪＡＳを制定できることとする。

二、登録認定機関制度の改善

１　製造業者等がＪＡＳに基づく格付を行うことを認める登録認定機関を、国の代行機関としての位置付けから公正・中立な民間の第三者機関として位置付けることとする。

２　登録認定機関の登録については、行政の裁量の余地がないよう、国際標準化機構等が定める基準を登録基準とすることとする。

３　登録認定機関に対する国の関与を事後監視型へと移行するため、登録認定機関に関する業務規程及び手数料の認可制を届出制に変更するとともに、登録後の農林水産大臣による登録基準への適合命令及び業務改善命令に関する規定を創設することとする。

４　登録外国認定機関の登録については、その属する外国がＪＡＳ制度と同等の制度を有することとしている要件を廃止することとする。

５　都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター及び登録格付機関による格付を廃止し、登録認定機関の認定を受けた製造業者等による格付に一元化することとする。

三、格付を行う製造業者等の範囲の拡大

農林物資の製造業者及び加工業者に加えて、品質管理体制を的確に把握し、適正な格付を行う能力を有する輸入業者又は販売業者についても、登録認定機関の認定を受け格付を行うことができることとする。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成18年３月１日から施行することとする。

【附帯決議】

政府は、国民から信頼されるＪＡＳ制度を構築するため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　新たな制度への円滑な移行が図られるよう、製造、加工等関係事業者や消費者に対し、「流通の方法についての基準」を内容とするＪＡＳ規格の制定や登録認定機関制度の改善など、制度の十分な普及啓発に取り組むこと。また、Ｉ種格付制度の廃止に当たっては、既存の制度利用者に支障を来たすことのないよう十分配意すること。

二　ＪＡＳマークが商品選択の手段として消費者に積極的に利用されるよう、規格内容の浸透に努めるとともにマークの在り方を検討すること。

三　ＪＡＳ規格の制定・見直しや個別品目の品質表示基準における名称規制等の検討に当たっては、消費者及び業界関係者の意見を十分聴取し、製造・流通・消費の実態等に的確に対応するよう配慮すること。

四　登録認定機関が行う検査・認定の信頼性及び公正性を確保するため、登録後の登録基

準への適合命令及び業務改善命令等の措置を適時適切に発動すること。また、登録外国認定機関については、現地調査を実施するなど適正な審査・監督を行うこと。

五　有機に係る登録認定機関の登録に当たっては、新たな登録基準について十分な周知徹底を行うとともに、生産農家の実態を踏まえ、有機農業の振興に支障が生ずることのないよう適切に運用すること。また、有機農業が環境保全機能を有し循環型社会の基盤を形成する持続的な農法であることや有機食品の輸入が増加傾向にあることにかんがみ、国内の有機ＪＡＳ認証取得の向上及び有機農業振興に向けた必要な支援措置を講ずること。

六　消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、製造・流通の実態や消費者の関心等を踏まえ、加工食品の原料原産地表示の義務付け対象範囲の拡大を検討するなど、食品の表示基準の適切な見直しを行うこと。また、外食に対する消費者の信頼が確保されるよう、外食における原料原産地等の表示の在り方を速やかに検討すること。

七　食品の適正な表示を確保するため、食品表示の科学的な検証技術の確立及び活用を図るとともに、消費者の協力を得つつ日常的な監視を充実させるなど、食品表示の監視指導体制の整備に努めること。

右決議する。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、公益法人改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める要件に適合するものとして登録を受けた者が行う制度に改めるほか、登録の対象となる業者の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体に限定せず、農林漁業体験活動に必要なサービスを提供する者にまで拡大する等の措置を講ずるものである。

森林組合法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（先議）

【要旨】

本法律案は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と地球温暖化防止のための森林吸収源対策を推進する観点から、我が国の森林整備の中核的担い手である森林組合等の機能の充実と組織基盤の強化等を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機能の充実を図るため、森林組合等が行うことのできる事業に、森林の有する教育機能の増進に関する事業を追加することとする。

また、森林組合等は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができることとするほか、森林組合は、組合員所有の森林と一体として整備することが必要であると認められる森林の所有者に、受託施業等の事業と併

せ行う木材販売事業及び森林施業計画の作成の事業を利用させることができることとする。

二、組織基盤の強化を図るため、森林組合の事業を継続して利用する木材製造業者等に准組合員資格を付与することとする。

また、総代会において森林組合の解散又は合併の議決があったときの正組合員の投票を不要とし、理事は、正組合員に当該議決の内容を通知しなければならないこととする。

三、適切な森林組合等の事業運営を確保するため、事業別損益を明らかにした書面等の作成及び総会への提出を理事に義務付けることとする。

また、行政検査の対象を子会社等まで拡大するとともに、違反行為に対する罰則を強化することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から１月を経過した日から施行することとする。

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年、我が国で登録された植物の新品種が海外において育成者に無断で利用され、育成者権の効力が及ばない加工品として、脱法的に我が国に輸入されるおそれが新たに生じており、また、現行の育成者権の存続期間では、新品種の育成者の利益が十分に確保できない等の問題が生じていることから、育成者権の保護の強化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、育成者権の効力の及ぶ範囲を拡大し、登録品種の収穫物から生産される加工品の生産、譲渡、輸入等の行為を追加することとする。

二、育成者権の存続期間を５年間延長し、果樹等の永年性植物については30年、その他の植物については25年とすることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、育成者権の存続期間の延長に関する規定については、公布の日から施行することとする。

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第7号）

【要旨】

本法律案は、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を引き続き講ずるため、山村振興法の有効期限を更に10年間延長し、平成27年３月31日までとするとともに、都道府県知事が作成する山村振興計画を都道府県の定める山村振興基本方針に基づき市町村が作成することに改めるほか、認定法人の認定要件の拡充、都市と山村との交流及び鳥獣被害の防止等についての配慮規定の追加等の措置を講ずるものである。

（4）委員会決議

―― 牛海綿状脳症（BSE）対策に関する決議 ――

政府は、食品安全委員会の評価を受け、国内ＢＳＥ対策の変更を検討している。また、米国産及びカナダ産の牛肉と国内産牛肉とのＢＳＥに関するリスクの同等性について、食品安全委員会に諮問した。

しかしながら、そのいずれについても消費者や生産者から多くの懸念が表明されている。

よって政府は、国内ＢＳＥ対策の変更及びＢＳＥ発生国からの牛肉の輸入に関し、次の事項について、万全な措置を講ずべきである。

一　国内ＢＳＥ対策の変更に当たっては、食品安全委員会の評価を基に、付記された留意すべき意見に十分配慮した上で、適切に措置すること。

　また、ＢＳＥに関して、新たな科学的知見が得られた場合には、迅速かつ適切に対処すること。

二　ＢＳＥ発生国から牛肉を輸入する場合には、食品安全委員会が国内産牛肉と同等のリスクと評価した場合に限るとともに、国民の理解が得られるよう十分配慮すること。

三　牛肉の輸入に関するリスク評価を求めるに当たっては、食品安全委員会が科学的かつ客観的な評価を的確に行えるよう、関係資料と当該国のＢＳＥ対策の実情等の情報を提供すること。

　右決議する。